

令和 5 年度
社会福祉法人指導監査結果報告書

中津市健康福祉部監査指導室

I 指導監査の実施方法について

社会福祉法人の指導監査については、関係法令・通知、中津市社会福祉法人等指導監査実施要綱、中津市所管社会福祉法人指導監査実施方針等を基に、実地にて監査を行った。

社会福祉法人については、公益性・非営利性を確保する観点等から、平成29年4月1日に施行された改正社会福祉法により、①経営組織のガバナンスの強化、②財務規律の強化、及び③事業運営の透明性の向上が義務付けられたところである。

令和5年度の指導監査については、改正後の2回目の監査ではあるが社会福祉法に定める運営体制が確保されているかどうかを重点事項とし、(i)評議員の選任及び評議員会の招集・運営に関する事項、(ii)評議員、理事及び監事の報酬に関する事項、(iii)事業運営の透明性の向上に関する事項についての確認を行った。

その他、役員の選任状況、理事会の開催状況、法人の契約手続きの状況、会計及び現金管理の状況、社会福祉法人内での資金移動の状況等についても実地にて監査を行った。

II 指導監査の実績について

1 指導監査における評価基準

指導監査を行うにあたっては評価基準を設け、「文書指摘事項」「口頭指摘事項」「助言事項」の3項目に分類した。文書指摘事項及び口頭指摘事項については、法人に対して文書により通知を行った。文書指摘事項については、是正改善状況又は改善計画について報告期限を設け、法人から文書による報告を求めた。

文書指摘事項	<ul style="list-style-type: none">関係法令、通知等に抵触しており、その内容が比較的著しい事項以前に口頭指摘を受けた事項で、数年経過しても是正・改善されていない事項
口頭指摘事項	<ul style="list-style-type: none">関係法令、通知等に抵触しているが、その内容が比較的軽微な事項改正された法令、通知のうち、周知期間が十分経過していないものに抵触しているが、重大な支障を生じていない事項
助言事項	<ul style="list-style-type: none">不備の程度がより軽微な事項及び社会通念に照らして改善が望まれる事項

2 指導監査の改善指導件数

令和5年度に実施した指導監査における指摘件数は、下記のとおり。

中津市所轄の 社会福祉法人数	令和5年度監査 実施法人数	改善指導件数		
		文書指摘件数	口頭指摘件数	助言
28	11	21	16	3

3 指導監査の指摘内容

令和5年度に実施した指導監査の文書及び口頭指摘件数の法人別内訳は、以下のとおり。

	法人名 (主な施設)	実施日		文書指摘		口頭指摘
1	中津市社協	R5. 5. 12	1	・議案の議決手続き不適正	0	
2	拓瑞会 (ひいらぎ保育園)	R5. 11. 2	0		2	・理事長の職務執行状況の未報告 ・資産登記遅延
3	泰然会 (特養かえで)	R5. 11. 22	1	・役員報酬計上区分誤り	2	・会計基準に基づいた附属明細書の作成 ・契約手続き不適正
4	瑞信山福祉会 (柿坂保育園)	R5. 11. 29	1	・評議員選任手続き漏れ	1	・理事長の職務執行状況の未報告
5	大幡福祉会 (大幡こども園)	R5. 12. 7	3	・代表者及び資産の登記遅延 ・理事長の職務執行状況の未報告 ・監事の理事会連続欠席	3	・監事の互選漏れ ・定款変更（基本財産） ・経理規程に基づいた科目計上（拠点区分及びサービス区分）
6	東山福祉会 (豊田こども園)	R5. 12. 14	7	・資金借入手続き不適正 ・法人登記遅延 ・理事の理事会連続欠席 ・理事長の職務執行状況の未報告 ・会計基準に基づいた附属明細書の作成 ・会計基準に基づいた科目計上（登記手数料等） ・事業計画の評議員会議決漏れ	0	
7	西浄寺福祉会 (三慧保育園)	R5. 12. 22	3	・評議員の評議員会連続欠席 ・理事会決議の不適正 ・議事録作成不適正	1	・評議員選任手続き不適正

8	如水福祉会 (如水こども園)	R6. 1. 17	2	・理事長選任手続き漏れ及び理事長変更未登記 ・契約手続き不適正	2	・理事長の職務執行状況の未報告 ・計算書類と附属明細書の金額不整合及び区分不整合
9	慈光会(にしきこども園、八千代こども園)	R6. 1. 29	0		2	・契約手続き不適正 ・役員等の任期不適正
10	聖信会 (特養さ蕨)	R6. 2. 13	1	・理事会決議の不適正	1	・会計責任者と出納職員の兼務
11	直心会 (医療型障害児入所つくし園)	R6. 2. 21	2	・評議員数の不足 ・監事の適格性	2	・監事の互選漏れ ・計算書類と附属明細書の金額不整合

III 指導監査結果の総括について

法人により指摘件数にばらつきはあったが、以下が指摘（助言含む）件数の多かった事例である。

1 法人登記について

法人の代表者、資産の登記漏れや遅延が見受けられた。組合等登記令に定める期限の順守を指導した。

2 理事・監事・評議員の理事会・評議員会への出席について

理事・監事・評議員の理事会・評議員会への連続欠席が見受けられた。理事・監事・評議員の連続欠席は不適切であり、連続欠席がないよう開催日時を調整するなどの対策を講じるよう指導した。

3 計算書類、附属明細書、注記について

計算書類と附属明細書で金額が異なるなどの事例が見受けられたため、整合性のある書類作成をするよう指導を行った。

4 契約手続きについて

自法人の経理規程等に違反して契約書を作成していない法人が複数見受けられた。自法人の経理規程等を順守して契約書を作成するよう指導を行った。